

# ミャンマー国人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト

No.39/ 2016年5月31日

ミャンマーでは、強制結婚、強制労働、性的搾取などの人身取引被害者が多く発生しています。経済活動のグローバル化が進み、人の移動が増加し、それに伴い今後ますます人身取引被害も増加することも危惧されます。JICAではミャンマーで2012年より被害者支援を行う関係者の能力強化を目的として、本プロジェクトを実施しています。

## ヤンゴンからミンガラーパー(こんにちは)

### 合同調整委員会(JCC)の実施 (5月16日)



プロジェクトは日本側とミャンマー側共同で実施しており、意思決定は現場レベルに関しては1、2か月に1回程度日本側ミャンマー側の現場責任者などで実施されるタスクフォースミーティングでなされます。その他に年間1、2回、合同調整委員会(JCC)を実施してプロジェクト全体としての意思決定を行っています。

今回は、第5回となる合同調整委員会を、ミャンマーの首都ネピドーにある国家人身取引対策中央委員会(CBTIP)事務局であるミャンマー警察人身取引対策部門(ATIPD)において実施しました。

今回の会議では、ミャンマー側がオーナーシップを発揮し、ほぼすべての準備を積極的に行いました。プロジェクトも最終段階を迎えて、ミャンマー側への移管準備ができてきたとも感じます。

新しく国家人身取引対策中央委員会の共同議長代行に着任したトゥンナイン(Mr. Tun Naing)大佐がプロジェクトディレクターに就任し、今回の会議の議長をつとめ、福祉省およびJICAミャンマー事務所の出席のもとでの実施でした。

### プロジェクト後の活動について

会議では、関係機関からのプロジェクトへの高い評価と期待が述べられたあと、甲木チーフアドバイザーが4年目のプロジェクト活動の報告を行いました。またプロジェクト終了までの活動計画およびその後どのように活動を継続していくのかのサステナビリティに関する発表が福祉省のスイスイリン(Ms. Swe Swe Linn)プロジェクトマネージャーからなされました。

サステナビリティについては、今までの成果や議

論を踏まえ、人身取引被害者のための情報センターの強化、人身取引被害者支援ハンドブックの活用促進、プロジェクトで養成したトレーナーの活用の3点について確認されました。情報センターについては、被害者中心主義の支援をさらに充実させ、他のソーシャルワーカーや支援担当者に伝え広げていく、スタッフを増員し体制強化を図るなど。ハンドブックについては、すべての福祉省のソーシャルワーカー、警察の人身取引対策担当者に、また関連機関にも配布し活用を促進していく。トレーナーについては、ハンドブック活用促進研修やその他の人身取引関係の研修の講師として、また被害者保護のリソースパースンとして引き続き活動してもらうということでした。

プロジェクト活動は順調に進捗しており、活動に関しては大きな議論にはならず、活動報告および活動計画は予定どおり承認がなされました。一方で、プロジェクト終了後のサステナビリティの重要性が強調され、また話し合われた会議でした。

### 終了時セミナーの実施 (5月25日)



セミナーではトレーナーの代表に感謝状が贈呈されました

プロジェクトの成果を共有し終了後の活動について話し合うための終了時セミナーを、福祉省、ミャンマー警察など国家人身取引対策中央委員会(CBTIP)関係者、プロジェクトが養成したトレーナーなどが参加し、ネピドーで開催しました。

開会式のスピーチでは、福祉省福祉局長、警察人身取引対策部門長、また中澤慶一郎 JICA ミャンマー事

務所長から、これまでのプロジェクト活動への高い評価と、今後の継続的な活動への期待が話されました。

### 優良事例に基づくトレーナーの成果発表

その後4年間のプロジェクト活動を全員で振り返ったあと、今回改訂した人身取引被害者保護ハンドブックの第2版に新たに掲載している5つの活動の優良事例に基づき、トレーナーからの成果発表がありました。

今回優良事例について発表したのは、人身取引被害者のための情報センターのウェイウェイラットさん (Ms. Way Way Latt)、福祉省マグウェイ地域事務所ソーシャルワーカー、テッサーさん (Mr. Thitsar)、警察から人身取引対策タスクフォース (ATTF) ヤンゴンのエイエイさん (Ms. Aye Aye)、国境地域にある ATTF ラオカイのルンモツンさん (Mr. Hlum Moe Tun) の4名です。



成果発表をするソーシャルワーカーのテッサーさん

情報センターからは被害者支援における情報提供の方法やタイミングについて説明がありました。

マグウェイのソーシャルワーカーからは、プロジェクトで実施したトレーナー養成研修 (TOT) でカウンセリングについて学び、支援対象者に対して“被害者”ではなく“クライアント (サービスを受ける人)”という言葉を使うようになったこと、それにより自分の被害者に対する感じ方が全く変わったこと、被害者が支援を必要とする状態にある一人の人間として立ち現われてきたこと、それによって接し方や話し方も変わり、被害者と関係を築くことができ、よりよい支援ができるようになったことなどが話されました。

警察関係者からは、TOT 受講後は被害者への接し方が変わり情報提供や他機関の支援につなぐことができるようになったこと、カウンセリングスキルは加害者の捜査や尋問にも役立っていること、人身取引予防活動で話をするときも地域住民と前よりコミュニケーションが取れやすくなり、情報収集ができて捜査にも役立っていることなどが話されました。

### フォローアップ研修も同時開催



講義をするスイスイリンさん

午前から午後にかけて、3コマのフォローアップ研修も行われました。まず人身取引対策部門のテナウンさん (Mr. Thet Naun) が、

「ASEAN 人身取引宣言 (ASEAN Declaration against Trafficking in Persons, Particularly Women and Children)」について、次いで福祉省のスイスイリンさんが同じく ASEAN の「人身取引女性被害者のためのジェンダーに敏感なガイドライン (Gender Sensitive Guideline for Handling Women Victims of Trafficking in Persons) について解説しました。

最後に人身取引対策部門のエイエイミンさん (Ms. Aye Aye Myint) が、「訴追、裁判における被害者への支援」について、法律や制度、またどのような情報が被害者には必要かなどについて講義をしました。支援のプロセスの中で被害者に訴追や裁判について正確な情報を提供することは重要です。トレーナーの中には裁判における被害者の支援にすでに携わっている人たちもいて、熱心に質問をしていました。

### プロジェクト後の活動についてグループワーク

最後はプロジェクト終了後のトレーナーの活動について話し合うグループワークを行いました。発表では情報センターの活動支援や、ハンドブックの活用促進、またトレーナー間や関連機関とのネットワークの維持・発展について各グループから具体的なアイデアが数多く出てきました。プロジェクトで直接実施する研



修はこれが最後になります。今後はプロジェクト活動の多くを担ってきたトレーナーが、今までの活動で築き上げたネットワークを活用し、さらなる活躍をすることを期待したいと思います。